

権限明示・販売方針

弊社は保険代理店として、以下の各項目について定め、これに基づき適正に保険募集を行います。

1.取扱い保険会社

弊社の取扱い保険会社は、以下の通りです。

【損害保険会社】1社

AIG 損害保険株式会社

【生命保険会社】1社

大同生命保険株式会社

2.募集人の権限

【損害保険】

- ・弊社の損害保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の損害保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しています。
- ・お客さまに告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

【生命保険】

- ・弊社の生命保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行うものであり、契約締結の代理権は有しません。保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立します。
- ・弊社の生命保険募集人には告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しています。弊社の生命保険募集人に口頭でお話しいただいても告知した事にはなりませんので、告知書面への記入をお願いします。

3.推奨販売方針について

(1)第二分野・第三分野の保険商品（自動車保険、火災保険、傷害保険、医療保険等）の場合

- ・弊社は、専属代理店であることから以下の保険会社の商品をお客さまに推奨させていただいております。
- ・弊社の推奨保険会社は以下のとおりです。

| 対象のお客さま | 推奨保険会社 |
|---------|----------------|
| 全てのお客さま | A I G 損害保険株式会社 |

(2)第一分野の保険商品（生命保険等）の場合

- ・弊社は、専属代理店であることから以下の保険会社の商品をお客さまに推奨させていただいております。
- ・弊社の推奨保険会社は以下のとおりです。

| | |
|---------|------------|
| 対象のお客さま | 推奨保険会社 |
| 全てのお客さま | 大同生命保険株式会社 |

※ 1. 第三分野の保険（医療保険等）において、大同生命保険株式会社の同種の商品をお客さまが希望される場合には、弊社担当者はその旨、お申し付けください。お客さまが希望される商品をご説明した後で、ご意向にそった提案をさせていただきます。

※ 2. 弊社は、保険会社のために保険契約締結の代理・媒介を行う立場であり、お客さまに誤認されないように「公平・中立」との表示・説明は行いません。

2019年12月2日制定
損害保険募集代理店
生命保険募集代理店
株式会社 GRITTER
代表取締役 田村 昇大